

困つたなあ

に答えます！

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

Q 刑事事件を起こした姪の
今後がどうなるか心配です…

親類の刑事事件のことのご相談します。

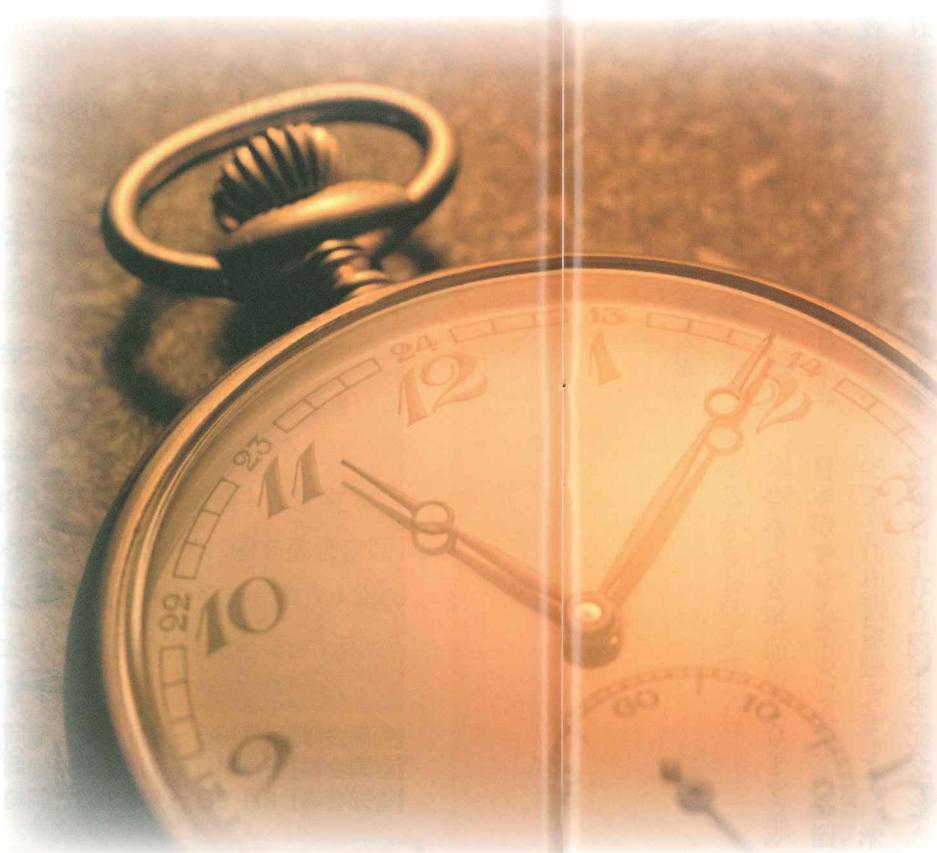
今でも信じられないのですが、つい1週間前、妹の娘がその夫を殺してしまいました。姪は32歳で夫は4つ上、2人の間には5歳と3歳の子供がいます。6年前に見合い結婚をした相手は、一流の大学を卒業したエリートサラリーマンでおとなしそうでした。ですが酒癖が非常に悪いことが結婚後に分かり、姪はずいぶん暴力も振るわれたようです。離婚話も何度か出たのですが、その度に妹は子供もまだ小さないので我慢をしたらと宥めていました。

その夜は夫の暴力がいつにもなんともお気の毒なお話です。被害者は無念だし、そのご両親はどれほど嘆き憤慨されておられることでしょう。姪御さんのご家族も大変ですし、何より子供さんが不憫です。

こんな大事になるのなら、どんな苦労をしてでも離婚をすればよかつたし、あるいは2人でことん話し合って精神科医療を試みるべきでしたが、時既に遅しです。

さて、逮捕後の勾留期間は20日間です。この間に警察と検察が事件の捜査をし、最後に検察が起訴をします。殺人なのでその後も保釈は認められないし、裁判員裁判になつて公判前整理手続制度が設けられたため、実際に裁判が始まるまでに数ヶ月かかると思っておいてください。裁判が始まれば3日ほどで判決が出ます。

真相は捜査機関が調べることで、弁護士はほぼ無力といつても過言ではありません。あくまで一般論ですが、正当防衛が認められて無罪になることはないと思つておいてください。相手



ましてひどく、姪はつい傍にあつた包丁で無我夢中で刺し、我に返った時には相手は死んでいたとのこと。姪の電話を受けた妹夫婦は真夜中にかけつけ、朝方姪は自首しました。

逮捕後留置場に弁護士がやつてきて、姪は言われるがままにその弁護士と契約をしたようです。妹はなんだか若い弁護士であまり経験もなさそうだ、誰か

いい弁護士がいたら頼みたいと言っています。
素人なので分からぬのです
が、この後姪はどうなるのでしょうか。正当防衛とか認められるのでしょうか、執行猶予がついて出てこられるのでしょうか、いろいろと教えて頂きたいと思います。

が包丁で向かってきたのならともかく、素手であれば包丁での防戦は防衛の程度を越えているし、防いだ以上に刺しています。これが過剰防衛だと認められれば通常の殺人の半分程度になるし、あるいは捜査の結果、そもそも防衛の事実が認められなかつたとしても、親族間・これまで暴力を振るっていた・自首・子供も小さいなどの有利な情状を考慮してやはり軽くなります。いずれにしても執行猶予がつくことは期待薄です。執行猶予がつくのは暴力が長年にわたつたなどの事情がある場合に限られているのです。立場を変えて、被害者の親や子供さんにしてみれば、息子や父親が殺されても

仕方ないほど悪かつたとはとうてい思えないでしょう。判決は懲役5年以上10年未満といったところでしょうね。刑務所で眞面目に務めれば、仮釈放がついて刑期より早めに釈放されます。さて、弁護士会から派遣される担当者が経験者ばかりならよいのですが、若くてあまり経験のない人もいるとはよく聞きます。ですが現時点では、刑事事件に詳しい信頼できる弁護士に頼めるというのであれば格別に頼めるというのであります。今から探しているうちに起訴の日が来ます。起訴時には検察の求刑も決まっていて判決もそれに大きく左右されますので、弁護士を変えたからめざましく良い結果が出るとも思えません。

43 Libre May 2014